

低入札価格調査制度に関する事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成 15 年 1 月 28 日〕 〔総務第 1100 号〕</p> <p>〔沿革〕平成8年8月1日付け建振第153号制定、平成9年4月1日一部改正、平成12年1月18日一部改正、平成15年1月28日付け総務第1100号全部改正、平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成16年7月8日付け総務第268-1号一部改正、平成17年1月27日付け総務第886号一部改正、平成17年8月25日付け総務第513-1号一部改正、平成18年3月24日付け総務第1125号一部改正、平成19年6月21日付け総務第306号一部改正、平成19年10月15日付け総務第687号一部改正、平成21年1月19日付け総務第929号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月18日付け総務第149号一部改正、平成21年10月30日付け総務第720号一部改正、平成22年3月15日付け総務第1183号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年5月16日付け総務第23号一部改正、平成24年2月16日付け総務第261号一部改正、平成25年5月20日付け総務第39号一部改正、平成25年7月5日付け総務第82号一部改正、平成25年10月17日付け総務第172号一部改正、平成28年5月9日付け総務第37号一部改正、平成29年5月15日付け総務第44号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、平成31年3月29日付け総務第242号一部改正、令和元年5月16日付け総務第9号一部改正、令和2年3月17日付け総務第282号一部改正、令和2年9月16日付け総務第160号一部改正、令和3年3月8日付け総務第345号一部改正、令和4年3月15日付け総務第342号一部改正</p> <p>第1～第14 〔略〕</p> <p>附 則（平成15年1月28日付け総務第1100号）～（令和4年3月15日付け総務第342号） 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">低入札価格調査制度に関する事務処理要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成 15 年 1 月 28 日〕 〔総務第 1100 号〕</p> <p>〔沿革〕平成8年8月1日付け建振第153号制定、平成9年4月1日一部改正、平成12年1月18日一部改正、平成15年1月28日付け総務第1100号全部改正、平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成16年7月8日付け総務第268-1号一部改正、平成17年1月27日付け総務第886号一部改正、平成17年8月25日付け総務第513-1号一部改正、平成18年3月24日付け総務第1125号一部改正、平成19年6月21日付け総務第306号一部改正、平成19年10月15日付け総務第687号一部改正、平成21年1月19日付け総務第929号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月18日付け総務第149号一部改正、平成21年10月30日付け総務第720号一部改正、平成22年3月15日付け総務第1183号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年5月16日付け総務第23号一部改正、平成24年2月16日付け総務第261号一部改正、平成25年5月20日付け総務第39号一部改正、平成25年7月5日付け総務第82号一部改正、平成25年10月17日付け総務第172号一部改正、平成28年5月9日付け総務第37号一部改正、平成29年5月15日付け総務第44号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、平成31年3月29日付け総務第242号一部改正、令和元年5月16日付け総務第9号一部改正、令和2年3月17日付け総務第282号一部改正、令和2年9月16日付け総務第160号一部改正、令和3年3月8日付け総務第345号一部改正、令和4年3月15日付け総務第342号一部改正、<u>令和4年6月21日付け総務第80号一部改正</u></p> <p>第1～第14 〔略〕</p> <p>附 則（平成15年1月28日付け総務第1100号）～（令和4年3月15日付け総務第342号） 〔略〕</p> <p><u>附 則（令和4年6月21日付け総務第80号）</u> <u>この要領は、令和4年4月1日以降に締結される契約について適用する。</u></p>
改 正 理 由	岩手県営建設工事請負契約書例文の一部改正に伴う所要の整備

低入札価格調査制度に関する事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>別紙1-1（第4関係）〔予定価格5億円以上の工事（特定調達契約対象外工事）〕</p> <p style="text-align: center;">入 札 条 件</p> <p>〔略〕 1～5 〔略〕</p> <p>6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第5項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3)、(4) 〔略〕</p>	<p>別紙1-1（第4関係）〔予定価格5億円以上の工事（特定調達契約対象外工事）〕</p> <p style="text-align: center;">入 札 条 件</p> <p>〔略〕 1～5 〔略〕</p> <p>6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第3項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第6項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第7項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3)、(4) 〔略〕</p>
<p>別紙1-2（第4関係）〔予定価格5億円未満の工事〕</p> <p style="text-align: center;">入 札 条 件</p> <p>〔略〕 1～4 〔略〕</p> <p>5. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第5項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3)、(4) 〔略〕</p>	<p>別紙1-2（第4関係）〔予定価格5億円未満の工事〕</p> <p style="text-align: center;">入 札 条 件</p> <p>〔略〕 1～5 〔略〕</p> <p>6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第3項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第6項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第7項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3)、(4) 〔略〕</p>

改正前	改正後
<p>別紙1-3（第4関係）〔特定調達契約対象工事〕</p> <p style="text-align: center;">入 札 条 件</p> <p>〔略〕 1～5 〔略〕</p> <p>6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第5項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3)、(4) 〔略〕</p>	<p>別紙1-3（第4関係）〔特定調達契約対象工事〕</p> <p style="text-align: center;">入 札 条 件</p> <p>〔略〕 1～5 〔略〕</p> <p>6. 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて</p> <p>(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 別記第4条第3項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第4条第6項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。</p> <p>なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。</p> <p>① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。</p> <p>② 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>③ 別記第34条第7項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。</p> <p>(3)、(4) 〔略〕</p>
<p>別紙2（第6の2関係）～別紙5（第13関係） 〔略〕</p>	<p>別紙2（第6の2関係）～別紙5（第13関係） 〔略〕</p>
改正理由	岩手県営建設工事請負契約書例文の一部改正に伴う所要の整備